

漫透と排除 -- トルコにおけるクーデタ未遂とその後（分析レポート）

著者	間 寧
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	257
ページ	36-43
発行年	2017-02
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00048537

浸透と排除

トルコにおけるクーデタ未遂とその後

間 寧

●はじめに

トルコでは二〇一六年七月一五日にクーデタ未遂が発生して二四八名が犠牲になった後、非常事態下にある。公正発展党（AKP）政権は当初、非常事態を三カ月としていたが、一〇月にさらに三カ月延長し、政令を用いた逮捕・勾留、組織・団体の閉鎖・接収を続けている。クーデタ未遂関連で一月半ばまでに約四万人が勾留され、公務員のうち約八万人が解職、五万七〇〇〇人が停職・事情聴取の対象となっている。またAKPは第三野党を取り込んで大統領制導入のための憲法改正に歩を進めている。クーデタ未遂後のトルコは、国内外で報道されるように「反対勢力粛清によりレジエツプ・タ IPP・エルドアン大統領体制を強化」しているのか。

本稿は、クーデタ未遂関与勢力

の拘束を、政府批判勢力への弾圧や大統領制導入の動きから分けて論じる必要があると主張する。すなわち一方で、クーデタ未遂関与勢力は軍部や司法府を含む国家組織に広範に浸透していた。拘束者の多さは、浸透勢力の規模の大きさを反映している。他方で、クーデタ未遂とは無関係の新聞記者、第二野党であるクルド系政党関係者などの拘束も起きている。このような非常事態令の乱用は、国家浸透勢力排除の必要性を対外的に説明できなくしている。以下ではクーデタ未遂とその後のトルコの現状を、国家浸透勢力の排除という観点から考察する。

●クーデタ未遂

クーデタ未遂事件は、軍部内に浸透していたギュレン派（後述）に属する将校を粛清するための大

規模な逮捕が七月一六日に予定され⁽¹⁾、それを察知した同派が決起したことで起きた⁽²⁾。ギュレン派は決起を七月一六日午前三時に予定していたが、これに気付いた陸軍航空隊パイロットが軍部による襲撃計画があることを国家情報局（MIT）に一五日後二時に通報、MITは午後四時に国軍参謀本部に報告、国軍参謀本部が緊急会議しすべての軍事行動禁止などを午後五時半に命令した。計画漏洩を疑ったクーデタ計画者は、クーデタを六時間前倒しして午後九時に決行した。

クーデタ未遂の推移と蜂起勢力のメンバーが行った WhatsApp 通信記録は、クーデタ未遂が国軍の指令系統と無関係に行われたこと、国家機構と一般市民を攻撃対象にしたことを示している⁽³⁾。クーデタは、(1)国軍参謀本部が事前

通報を受けてすべての軍事行動禁止を命令していたため蜂起勢力が孤立したこと、(2)蜂起勢力が国営放送局を占拠したのみで情報統制をできなかったこと、(3)民間放送局を介したエルドアン大統領の呼びかけに応じて市民が抵抗したこと、などにより失敗したが、クーデタが予定どおりに実行されていたら成功していた確率は高いとみられている。

ギュレン派の最高指導者がクーデタ計画を命じたとの証拠能力を持つ文書はトルコ政府からは示されていない。ただし、フルシ・アカル国軍参謀総長の検察への供述によると、彼を拘束した勢力にクーデタの首謀者を問いたですと、准将の一人が「お望みであれば我々のオピニオンリーダーであるフェトゥッラー・ギュレンにお引き合わせします」と述べたという⁽⁴⁾。また、ギュレン派の空軍担当イマーム（後述）とされるサカリア大学神学部助教授アーディル・オクスユズがクーデタを計画して自宅で関係者に説明したあと、実行の三日前に渡米してペンシルバニア在住のギュレンから承認を取り、同前日に帰国したこともクーデタ参加者により供述されてい

る。オクスズは当日にはクーデタ計画の主要拠点となったアンカラ郊外のアクンジュ空軍基地で拘束されたが、検察の事情聴取後解放され行方不明になった。

●学生支援から国家浸透へ

ギユレン派とは、フェトウツラー・ギユレン師を指導者とする組織で、表向きには漸進的イスラム主義を掲げていたため穏健派イスラム運動とみなされてきた。奨学金、学生寮、進学・学習塾で官僚候補学生を勧誘・育成することから始め、約一六〇カ国に学校を開設して教育・宗教・文化活動を実施、金融や貿易も手がけ実業家団体も組織したことが知られている。その一方、ギユレン派組織の実態は秘密主義に守られ、軍部やMITを除いて、一般にはほとんど知られていなかった。それが元同派幹部や専門家の証言で最近ようやく明らかになってきた。

ムレットイン・ヴェレンとアフメット・ケレシユは同派幹部だったが、両者ともギユレンの意図が慈善運動ではなく国家浸透であることを一九九〇年代半ばに認識するとギユレンと袂を分かった。二人は同派の国家浸透について警告

していたときには顧みられなかったが、クーデタ未遂後にONNITKのテレビ番組で同派の内実を暴露したことで注目を集めた⁽⁵⁾。以下ではまず、ギユレン研究者のハーカン・ヤヴズ（参考文献①、二五～四八ページ）が描くギユレンの経歴をヴェレン（参考文献②）やケレシユ（先行文献③）の証言と重ねて浸透組織の形成過程をたどったうえで、ケレシユや専門家の証言を元に組織構造と浸透方法を概観する。

ギユレンは一九四一年にトルコ東部エルズルムに生まれ小学校を中退したのち、一九五七～五八年にナクシベンディー派系のサイド・ヌルシ（イスラム復興運動のトルコ分派）の教えに感化された。一九五九年に礼拝導師の国家資格試験合格後、おもにトルコ西部各地のモスクに配属された。一九六六年に西部イズミルの「ケスターネパザル」コーラン学校にイスラム学担当として配属されたからは、公務の傍ら市内各地でヌルシの教えを辻説法した。一六歳の学生だったヴェレンはこのときコーラン学校でギユレンと知り合い、困窮学生支援というギユレンの考えに共鳴し、他の一人の学生と共に学

生下宿（後の「光の家」）を開設し始めた。ギユレンは一九六八年には高校・大学生男子のための夏期キャンプを組織し始めた。

イズミルで光の家の数が一二に達した一九七〇年、ヴェレンを含む中核幹部一二名が集められ、ギユレンへの忠誠や秘密主義などの規則が決められた。またイスラム原理主義的に厳格な戒律も適用された。ギユレンは一九七一年には「書簡によるクーデタ」後の軍部影響下の超党派政権により世俗主義違反で七カ月投獄されたが、（イデオロギー上の罪での受刑者に対する）恩赦により解放された。一九七二年以降、西部各地に配属され光の家の設立を続けた。一九七九年には雑誌『浸透』を発刊し、両極化する社会への解決策はイスラム倫理にあると主張した。一九八〇年軍事クーデタ後、ギユレンには世俗主義違反容疑で逮捕令状が出されたが潜伏しつつ説教を録音したカセットテープを同派メンバーに配付し続けた。一九八六年に逮捕令状が取り消されると、トルグット・オザル政権（一九八三～八九年）の経済文化自由化路線に乗りギユレン派を教育文化運動として全国的に展開し始め

た。このころヴェレンは、軍部、司法府、官庁に一九八六～八七年に就職した同派学生をギユレンが組織化していることに違和感を抱くようになった。ケレシユも、オザル政権でギユレン派出身のアブドゥルカーデル・アクス内務相が開設させた警察大学の役割を指摘している。同大学に一般大学卒業者が入学すると一年で卒業でき、警察幹部に採用される。ギユレン派は同派で恭順度が最も高い学生を警察大学に送り込み、警察庁への浸透を進めたという。

同派の活動は軍部からも危険視されるようになっていたため、ヴェレンは同派の活動を透明化して国家の承認を得ることをギユレンに勧めたが当初は賛同を得られなかった。ソ連崩壊後、中央アジア・コーカサス諸国でエリート教育の需要が生れたのに応じてギユレン派は学校開設に乗り出したが、ヴェレンはオザル大統領（一九八九～九三年）やスユレイマン・デミレル首相（一九九一～九三年）・大統領（一九九三～二〇〇〇年）に趣旨を説明して支持を求めた。また同派への寄付金が増えるなかで資金管理をギユレンが独占していたため、ヴェレンは金融機関を

設立して資金管理を透明化すべきことをギユレンに説いた。

一九九〇年代半ばにギユレンがようやくヴェレンの勧めに応じタンス・チルレル首相（一九九三―九六年）との面会を実現すると、チルレルは教育慈善事業や（イスラム）金融機関設立への政府の支持を約束した。政治家との関係構築の効用を実感したギユレンは、政治家に限らずマスコミや財界人との接触も拡大した。ただし、ヴェレンが意図していたような組織の透明化はおきなかった。逆に国外のギユレン派学校が所在国の閣僚子弟を入校させて政治的關係を築くと、その關係を利用したいトルコ企業がギユレン派に献金を行うという構図ができあがり世界各国に広まった。またギユレン派金融機関では経営者による横領が繰り返された。

一九九五年までには同派出身者が国家内で中佐、郡知事、検察官、判事、警部の地位に達していた。

その年、同派の幹部会（メジュリス）でギユレンは「軍部、官僚機構、司法府を手に入れなさい。国家の血管にまで浸透し、気がつかれずにこれらを占領し、気がつかれたときには後退して身元を隠し

なさい、機会が来たら再度前進しなさい」と命令した⁶。ヴェレンがこの命令に反対するとギユレンは彼を反逆者と呼び、翌年に破門宣告書を出したが、ヴェレンは同派に残った。

一九九七年二月に国家安全保障会議（MGK）で軍部が親イスラムのネジメツティン・エルバカン首相にイスラム運動取り締まりを強要する事件が起きると、ギユレンはエルバカンを批判し軍部を支持した。ヴェレンとケレシユは、ギユレンがこの事件に先立ちクーデタの脅威を煽るマスコミ宣伝や密告によりデミレル大統領を誘導し、エルバカン連立政権崩壊と（連立の約束事項だった）チルレルへの首相交代否認をもたらしたと証言している。その後多くのイスラム運動が取り締まれたのに対し、ギユレン派は女性にイスラムのカーフを着用しないように呼びかけるなどして穏健性を装ったため無傷だった。

ただしケレシユはイスラム運動であるはずのギユレン派が親イスラムの首相を追い落としたこと、および同派がそれまで批判してきたトルコ国家と同じ構造のしかも秘密組織になっていることに失望

し、一九九八年に同派を離反した。ギユレンは、一九九九年に士官高校生が光の家で拘束された事件の直後の三月、病氣治療を理由に渡米し、現在に至るまで在任している。ただし同年六月には、官僚機構と司法府を掌握するようにギユレンがメンバリーに呼びかけたビデオがATVテレビニュースで放映された。ヴェレンは破門宣言を受けた後もギユレンの自分に対する中傷や国家乗っ取りの試みをやめさせるために渡米して説得を試みたが、逆に命を狙われる経験を重ねたため二〇〇二年に同派との關係を絶った。

●階層構造と浸透方法

ギユレン派の組織構造を体系的に紹介したケレシユによると、同派指導者を頂点とする七層ピラミッド構造が世界規模で存在し、トルコはその一部にすぎない。ピラミッドの各層にはイマームと呼ばれる地理・職域別の管理者がおり、地理別では世界、大陸、国、県、郡、区、町内イマームが、職域別では軍人、警察、判事、教育省、大学、医師、メディア、自営業者イマームなどが存在する（ギユレンが頂上第七層の世界イマームであり、

ケレシユは第五層の任務に就いていた）。職域別イマームは対象職域の人々について勧誘、教育、資金調達などの活動を行う。職域別イマームは地理別にも階層化されている（たとえば警察イマームは、区、郡、県、国別に存在する）ので、地理・職域別のイマームはピラミッド頂上で一元管理される。ここでのイマームは（本来の意味と違い）必ずしも宗教知識を必要とされない。特に第六層のイマームには、賢く非宗教系専門知識を持つ人物が選ばれる。イマームの別称として兄（下層では姉も）があるが、イマームは組織内向け、兄（や姉）は外向け表現である（参考文献③）。

ピラミッドの第一層には、勧誘、募金、教育の場である光の家がある。家には五〜八人の学生が寄宿し、その責任者である兄（または姉）は、学生を同派組織に従わせるように教育し、恭順を五段階で評価する。ギユレン派が奉仕活動をしていると考える市民は、学生のために光の家に生活必需品などの支援を行ってきた。ただしギユレン派が（より大きな）学生寮を一九八〇年以降に開設してからは、学生寮が学生勧誘の最初の窓口と

なり、入派見込みのある者を光の家
に転居させる仕組みになった。

組織のメンバーは給与を上納する。その比率は独身官僚で給与の一五〜二〇%、既婚者で一〇%である。兄・姉を専業とする場合、公定最低賃金相当額が組織から支払われるが、うち一〇%を上納する。集められた上納金のうち一五%が「神聖分」としてギユレンに送られる⁽⁷⁾。メンバーには同派であることを隠し続けることが強く求められ、イマームはメンバーに対してピラミッド上部からの命令を伝える。メンバーどうし横の情報交換は行われない。地理・職域別イマームは長くても三年で交代するため、特定の人間が影響力や情報を蓄積することにならない。これらの方法で同派内部の秘密性が維持されている。ヴェレンやケレシユによると、ギユレンは彼らのような幹部をも別のメンバーに盗聴や監視させ、その情報を自分のみに報告させていた。

ギユレン派は士官学校、国軍や官庁に二つの方法で浸透してきた。第一に、国家試験問題を盗んで同派の人間に流し満点合格で就職させることである。初めて発覚したのは一九八六年、イスタンブールの

クレリ士官高校入試問題のギユレン派による窃盗漏洩である。軍部におけるギユレン派について捜査した元軍事検事アフメット・ゼキ・ユチヨクは、過去九年間に士官大学から国軍に入隊した学生の八割をギユレン派と見込んでいる(参考文献④)⁽⁸⁾。官僚についても、二〇一〇年の全国統一国家公務員試験の問題が同派に流されていたことが発覚した。

第二に、同派でない人間についての虚偽の訴えや拷問・脅迫により退学や解雇・退職に追い込むことである。特に軍部ではパイロット候補生の多くが除隊に追い込まれ、ギユレン派のF-16パイロットが急増したとされる。元警察官僚ハネファイ・アヴジュも、警察庁の密輸組織犯罪部と情報部、イスタンブール県警とアンカラ県警の情報支部、陰謀訴訟(後述)を担当していた裁判所の検事・判事に特定の傾向を持つ人々が集まり、虚偽の通報により情報室長を更迭させ、その後自派の人間を送り込んでいたと述べている(参考文献⑤、四三五ページ)。

軍部への浸透は、当然ながら国軍掌握に繋がるのに加え、政府要人の動向把握も可能にする。軍部

が政府要人の補佐官を送り出していたがギユレン派は軍部人事にも浸透して補佐官人事を握った⁽⁹⁾。アカル国軍参謀総長の補佐官でクイーデータ未遂後に拘束されたギユレン派中佐の検察への証言によると、エルドアン大統領や現役および過去の国軍参謀総長にも同派の補佐官が付き盗聴を行っていた。彼自身は前国軍参謀総長を毎日盗聴し、一週間分の録音が溜まると盗聴器を軍部外にいる同派の「兄」に渡していたという⁽¹⁰⁾。

●AKP政権からの接近

MIT副局長を務め二〇〇五年に退職したジェヴァット・オネシユによると、ギユレン派の軍部や警察をはじめとする国家組織への浸透は一九七〇年代に始まり、一九八〇年代に拡大、二〇〇〇年代に加速した⁽¹¹⁾。ギユレン派の浸透が加速したのは、親イスラム派のAKPが二〇〇二年に単独政権を樹立してからである。エルドアンはAKPに近いとみなしたギユレン派を国家機構に送り込むことにより、世俗主義国家エリートの影響を削ぐことを試みたからである。これはギユレン派が二〇〇〇年代

まではもっぱら自助努力により浸透していたのと大きく異なる。二〇〇四年八月のMGKで軍部はギユレン派への取り締まりを求めたが、AKP政権は面従腹背して同派に警察組織への浸透を許した⁽¹²⁾。AKP政権はまた最高裁判所の長官や他の判事の汚職疑惑を指摘し、これらの判事を辞任に追い込んだ。そして二〇〇五年、約四〇〇〇人の判事・検事の人事異動や、判事・検事候補の任命権限を司法大臣に与える法改正(法律五四三五号)などにより下級裁判所で行政府の影響力を強めギユレン派を優遇した(参考文献⑥)。これとは別にアブドゥラー・ギユル外相は、各国大使館に対し海外に展開するギユレン派学校の活動を支援するよう通達を出した。

さらに上級裁判所と司法人事機関へのギユレン派浸透を許したのは二〇一〇年九月の「民主化のための」憲法改正である。特に重要なのは、司法府人事を決める判事検事最高委員会(HSYK)における上級裁判所出身者の比率を減らし、ギユレン派が多数を握る第一級判事・検事の比率を高めたことである⁽¹³⁾。上級裁判所の判事・検事はHSYK委員の投票により選出されるため、ギユレン派は上

級裁判所の人事をも握ったことになる。実際、最高裁判所では二〇一一年二月法改正で定員が一三七名増員された後、欠員と合わせて一六〇名が新たな判事・検事として選出されたが、そのうち一四〇名がギュレン派だった¹⁴⁾。

軍部については、前政権のときから、EU加盟交渉を開始するための条件として文民統制を強めるための憲法・法改正が行われてきた。MGKでの文民比率の引き上げや国家機構人事での軍部の関与の廃止、軍事予算の透明化などが二〇〇四年までに達成されてはいない。これらの改革はトルコ社会における軍の政治介入の正統性を弱めたものの、二〇〇七年大統領選挙候補に対して軍部が世俗主義をめぐり警告するという政治介入を防げなかった。この事件は、軍部とギュレン派に対して等距離を保っていたエルドアンをギュレン派に接近させた(参考文献⑦)。

司法府への支配力を強めたギュレン派は、いわゆる「陰謀訴訟」を手がけた。そのうち代表的なエルゲネコン訴訟はイスタンブル地方裁判所によって開始され¹⁵⁾、(架空の)テロ組織エルゲネコンによるAKP政権転覆未遂容疑で大学

学長、マスコミ関係者、知識人、実業家、退役・現役軍人、さらに同訴訟を批判する人々が逮捕、長期勾留された。二〇〇七年に逮捕開始、二〇〇八年に公判開始、二〇一三年に二七五名に有罪判決(うち一九名が終身刑)が下った。類似の鉄槌裁判では二〇一二年、三三〇名に一六〇二〇年の禁固刑判決が下った。

証拠のほとんどは電子媒体で偽造の痕跡(たとえば「二〇〇三年作成文書」にマイクロソフト・ワード二〇〇七年版の字体が使用されているなど)があるとの訴えが裁判所で棄却されたことは、下級裁判所へのギュレン派の浸透度合を示している。たとえば二〇〇九年一月にサビフ・カナドル元最高裁判所検察長官が勾留されると、HSYKはエルゲネコン訴訟での強引な捜査を疑問視し、捜査の最高権限者であるイスタンブル検察長官と同副長官に事情説明を求めたが、両者は捜査担当検察官たちが彼らの警告に聞く耳を持たず、特定のグループのために働いている印象を持ったと証言している。またHSYKの一人は、司法府においてエルゲネコン訴訟や鉄槌訴訟のように検事が組織的かつ画

的に事を進めることはあり得ないとしている(参考文献⑧)。

軍部ではこの間、二〇一一年七月に裁判の不当性への暗黙の抗議として国軍参謀総長と陸・海・空軍司令官という(憲兵隊司令官を除く)国軍の参謀が総辞職し、二〇一二年一月にはバシユブルー元国軍参謀総長もテロ組織指導者との容疑で勾留され、二〇一三年一月にはイスマイル・ハック・カラダイ元国軍参謀総長が訴追された。二〇一四年三月と六月にそれぞれエルゲネコン、鉄槌裁判判決について憲法裁判所が長期勾留、証拠不十分などを理由に釈放命令を下したが、二〇一一年一五年の間に陰謀訴訟で起訴されていた五七九名の士官・下士官が昇進停止や定年退役を余儀なくされたほか、海軍の将校が大量に離職した。代わりに大量のギュレン派将校が昇進した。クーデタ未遂に関わった一七一名の将官(大将二名、中将一〇名、少将三五名、准将二二四名)のすべてが二〇一一年一五年の時期に昇進していた。二〇一六年以降も定期昇進が続けば八年後には全将官すなわち軍部全体を同派が握るはずだった(参考文献④)。

●AKP政権との対立

ギュレン派は、世俗主義国家エリートをも弱体化させるという点でAKP政権に貢献したものの、AKP政権に恭順してはいなかった。親米・親イスラエルとして知られるギュレンは、エルドアンがダボス会議でイスラエルのシモン・ペレス大統領と口論したこと(二〇一〇年一月)やトルコのイスラム系NGO団体によるパレスチナ人支援のためのガザ支援船がイスラエル官憲と衝突したこと(二〇一〇年六月)などを境に、エルドアンに対して暗黙の批判を展開するようになった。二〇一一年総選挙を控えた時期、ギュレン派から一〇〇名以上がAKPの国会議員候補に出願すると、ギュレンに対する猜疑心を強めていたエルドアンは、ギュレンが「汚れた組織の指導者だ」と副党首に語っている¹⁶⁾。また二〇〇八年には自分が「(エルゲネコン)訴訟の検察官である」と述べて同裁判を擁護していたエルドアンも、二〇一二年一月のパシユブルー元国軍参謀総長拘束に至ると、不快感を表明した。

両者の対立が表面化したのは、ギュレン派がMITの奪取を試みたことである。ギュレン派はトル

コ民族主義の色彩が強くクルド民族主義を敵視していた。そのため（トルコがテロ組織と認定した）クルドイスタン労働者党（PKK）党首で拘束中のアブドゥッラー・オジャランと政府が直接交渉していることを二〇一一年総選挙後にインターネットに漏洩、さらにオジャランと交渉していたMITの局長らに二〇一二年二月、ギュレン派の検察官が逮捕状を出した。これに対しエルドアンはMIT局員などの逮捕に首相の許可を義務づける立法により逮捕請求を取消させ検察の試みを阻止した。二〇一三年八月にはギュレン派が一条の宣言を発表、首相を公然と批判すると、一月に政権がギュレン派の人材・財政的基盤である進学・学習塾の廃止移行計画を発表、ギュレン系メディアが反発した。

両者の対立が決定的になったのは、二〇一三年二月である。ギュレン派の影響下にある検察と警察がAKP政権の汚職容疑の捜査を開始、閣僚四名、官僚、実業家などを逮捕勾留したのである。エルドアンは検察や警察で大量の人事異動を行い、捜査を押さえ込んだ。その後も法相が参加した判事検事最高会議で大幅異動、警察庁

密輸組織犯罪対策局での全員異動、判事検事最高会議の部門長の任命権を司法相に与える法改正などにより、司法府と警察に対する政権の掌握を強めた。またギュレン派が汚職関与の証拠として盗聴録音をインターネットで公開すると、政権は、プロバイダーに対してサイトへのアクセス禁止命令などが可能となるインターネット規制法改定および、TwitterやYouTubeへのアクセス遮断措置などを実施した。さらに二〇一五年五月にギュレン派をテロ組織と認定して以降、ギュレン派が所有する金融機関、新聞、テレビ局に管財人を指名して接収した。

●排除の試み

AKP政権は国家機構からギュレン派を排除するためまず司法府人事の奪回を試みた。二〇一四年一〇月のHSYK選挙ではAKPは民族主義派や社会民主主義派と連合して非改選議席と合わせて過半数議席を確保した⁽⁴⁷⁾。HSYKは、上級裁判所のうち最高裁判所の全判事検事と最高行政裁判所の四分の三の判事検事（残りの四分の一は大統領が選任）を選任する権限を持つ。政府は一二月に最高

裁判所と最高行政裁判所の部局と定員を増やす法改正を行い⁽⁴⁸⁾、増員分をHSYKや大統領が任命した政府寄りの判事・検事や官僚で埋めた⁽⁴⁹⁾。二〇一六年六月には最高裁判所と最高行政裁判所の部局と定員を減らすとともに一二年の任期を設ける法改正を行った。現職の判事・検事は（上級位を除いて）いったん任期終了となったうえで、HSYKにより新たに任命されることになった。この再任命の過程でギュレン派がふるい落とされることが見込まれたが⁽⁵⁰⁾、実際には同勢力を完全には払拭できなかった。

また軍部についても、陰謀訴訟計画に関わったとみなされた軍人の逮捕が続いたが、具体的罪状なしにギュレン派の排除は困難だった。また八月末の最高軍事評議会でギュレン派将校の大幅人事異動が予定されていたが、除籍が可能なのは佐官以下で、将官については配転と昇格しか決定できなかった。しかもこの人事異動案もギュレン派に漏れていた。

通常の法手続では浸透勢力の排除が進まないなかで政権は強硬策に転じた。すなわち「はじめに」で述べたギュレン派将校逮捕であ

る。時を同じくして、アンカラ地方検察は同派メディア担当者や元国会議員など七三名を容疑者とするギュレン派に関する起訴状をアンカラ地方裁判所に七月一日（クーデタ未遂直前）に提出している。起訴状の内容は、クーデタ未遂とその後の発覚事実や関係者の証言と整合している。

エルドアン大統領はクーデタ未遂後、三カ月の非常事態令を公布、テロ組織の摘発と逮捕勾留を開始した。非常事態令下では逮捕期間が三〇日、逮捕後最初の五日間は弁護士との面会不可、法的効果を持つ政令（以下、法的政令と略す）が違憲立法審査の対象外、などの形で行政権限が強化された。政権はギュレン派関与の病院、学校、大学、学生寮、団体を閉鎖、上級裁判所がギュレン派関係者の追放を合議で決定することを可能にした。また各政府機関に対し、ギュレン派の告発を求めた。同派関連のマスコミを閉鎖して新聞記者を拘束、資金提供者とみなされた実業家をも拘束し、所有事業を接収した（接収後に競売された事業の数は六〇〇、金額で一〇〇億ドルに達した⁽⁵¹⁾）。

●濡れ衣、便乗、風見鶏

公務員の免停職は、当初は通報に基づいていたために不当な疑いや嫉みで濡れ衣を着せられた被害者を出した。そのため、八月にギユレン派特定の三つの基準として①二〇一三年一月汚職捜査開始後にギユレン派労働組合・団体に加入、②上記時期後にギユレン派金融機関への入金ないし預金維持、③ギユレン派組織内の通信のために使われていたByLockとこう通信アプリの使用歴が導入された。このうちどれかに該当すると免停職の対象となった。それでもさらに被害者が続出したためByLock使用を唯一の基準とし、過去にそれ以外の単独基準で免停職された者を復職させる政令が一月に出された。

ByLockはギユレン派組織からの承認がないと機能しないため同派であることを特定するための強力な証拠となった。二〇一三年一月汚職捜査開始以降、ギユレン派の秘密通信方法を検査していたMITが同システムを発見しパスワード解読に成功した（ギユレン派はパスワード解読に気がつく）二〇一六年一月に通信方法をEagleという新たなプログラムに

変更した。MITは通信記録の解読からByLockを一二万人が日常的に使用していたことを明らかにした。一二万人もがギユレン派組織で実質的に活動していたことを示す証拠は前述のギユレン派の国家浸透過程に照らし合わせると、信憑性が高い。AKP政権の非常事態令下での法的政令の乱用をクーパー便乗主義として批判している野党第一党のCHPも、ギユレン派訴追の必要性やByLockをギユレン派の判別基準とすることは認めている。

ただし非常事態令はその本来の目的以外に適用され、政権による便乗行為をもたらしている。第一に、非常事態令が適用される対象は、(ギユレン派に限らず)すべてのテロ組織となっている。そのため、PKKのメンバーのみならず、PKKと近い関係にあるクルド系の人民民主党(HDP)党首、国会議員や市長、さらには一部のマスコミ関係者も、PKKを宣伝したという理由で逮捕勾留されている。またギユレン派やPKKに関係した具体的な容疑が示されないうまま新聞記者が拘束される事件も起きている。第二に、政権はまた、法律ではなく法的政令により、

国家組織の改編を行った。軍部に對する文民統制を強化するため国軍參謀総長任命権者である大統領に指名権も与え、憲兵隊と海兵隊を内務省に直屬させ、国防省官僚を文民化、士官高校・大学を廃止して国防省下に国防大学を設立した。トルコ憲法は、非常事態令下での法的政令を、非常事態期間内の事項であることを条件に認めている。CHPは非常事態令を用いた上記の国家組織改編が憲法違反であるとして違憲立法審査を請求したが敗訴に終わっている。

ところで、一月以降現実味を帯びている大統領制導入の試みは、エルドアンによる単なる便乗主義とは言い切れない。第一に、世論の変化である。A&Gの行った世論調査は、大統領制支持が反対を上回ったことを示した。六月調査では賛成が三七・四％、反対が四二・五％、意見無しが二〇・一％だったのに対し、一〇月調査では賛成が四五・一％、反対が四〇・五％、意見無しが一四・四％と逆転した。第二に、大統領制を導入するためには国会議員の五分の三の支持が必要で、与党議席数はこれに足りない²²⁾。ところが大統領制に反対してきた第三野党MHP

党首デヴレット・バフチェリが、党内議論無しに日和見的に大統領制導入賛成に転じた。クーデタ未遂までは党首の座が危ぶまれていたバフチェリは「非常時に国家のために協力する政治家」として振る舞うことで世論の支持率を、CHP党首と匹敵するまでに高めている²³⁾。すなわち、大統領制導入は国内的結束を重視する世論を利用してはいるものの政党間合意に基づいて進んでいる。もちろん表面下では党内民主主義の欠如がある。バフチェリはクーデタ未遂を機に、MHP党内反執行部勢力をギユレン派として除籍している。

●おわりに

トルコ軍はシリアでIS退却後の空白地帯を(PKKとの姉妹組織である)人民防衛隊(YPG)が埋めることを防ぐために八月に北シリアに進攻、イラクでは連合軍がモスルをISから奪還した後、PKKが勢力拡大すること(そしてシリア内YPG支配地域との統一)を防ぐために一〇月にモスル近郊まで越境した。このような軍事行動が続くなかでも、一月中旬までに四二〇〇人以上(七月末比二五〇〇人増)が軍部から除

籍されている。それは、軍部の指揮命令系統から外れた存在が残っていたことを示唆する。

浸透勢力の排除策は当初、拙速にも通報に基づく排除を進めたことが冤罪者を発生させたが、その後より客観的な基準が導入され、解放・復職も起きている。クーデタ未遂の内幕は、拘束された軍人の供述などにより明らかにされつつある。これだけ多数の拘束なしに免停職された国民がどのように社会復帰するか、社会がその家族をどのように支えるかは今後の大きな課題である。他方、非常事態令を用いてクーデタ未遂関与勢力とは関係ない勢力を拘束するという便乗主義は、「ギョレン派によるクーデタ未遂」という主張の信憑性を弱めるとともに新たな証拠の蓄積を無為にしている。浸透勢力排除は課題を残しつつ進んでいくものの、便乗主義が大きな足枷となっている。

(はなむき やすし/アジア経済研究所 中東研究グループ)

《注》

- (1) 社会運動を想起させるのび「ギョレン運動」とは呼ばなかつた。
- (2) Ahmet Şık, "Darbenin perde arakasını anlattı," *Cumhuriyet*,

15 Temmuz 2016.

(3) 『アジア研ワールド・トレンド』第二五七号、二〇一七年三月月号HP参照 (<http://www.wide.go.jp/japanese/Publish/Periodica/is/W-trejd/backnumber.html>)。

(4) "Hulusi Akar'ın ifadesi: Ne diyorsun ulan sen, manyak mısın!" *Cumhuriyet*, 25 Temmuz 2016.

(5) CNN Türk, "Türkiye'nin gündemi," 5 Ağustos 2016.

(6) ヴァレンによれば、一九九〇年代後半には、軍部内動向についてのメモをギョレン派将校が拳や口に隠してギョレンに持ちこたつた。

(7) "İşte 'FETÖ' sözlüğü," *Cumhuriyet*, 9 Ağustos 2016.

(8) 士官学校受験者の百分之七十五へ八〇%がほぼ満点で合格した。CNNTürk, "Tarafsız Bölge," 24 Temmuz 2016.

(9) イェルケル・ハンムブー元国軍参謀総長の発言。CNNTürk, "Tarafsız Bölge," 1 Ağustos 2016.

(10) "Özeli dinler kayıtları abiye gönderirdik," *Cumhuriyet*, 21 Temmuz 2016.

(11) "Eski MİT'çi Öniş: İktidar cemaatin önünü açtı,"

Cumhuriyet, 23 Temmuz 2016.

(12) Abdülkadir Selvi, "Cemaat ve dersaneler," *Yeni Şafak*, 2 Aralık 2013.

(13) "Kavganın bilançosu," *Cumhuriyet*, 5 Aralık 2013.

(14) 元ギョレン派HのM委員証言。

(15) 裁判所は検察部門をも含む。

(16) エルズマンはギョレン自身が特別推した二人のふを候補に認めた。

Abdülkadir Selvi, "Paralel yapı devleti nasıl düşürecek?" *Yeni Şafak*, 28 Aralık 2015.

(17) "Hakimiyet pazarlığı tabii," *Cumhuriyet*, 13 Ekim 2014.

(18) "Yargı paketi Genel Kurul'dan geçti: Makul şüphe ile arama artık yasal," *Cumhuriyet*, 2 Aralık 2014.

(19) "Erdoğan, bürokratlarını Danıştay'a atadı," *Cumhuriyet*, 17 Aralık 2014. "Yargıtay'da 'paralel' temizlik" *Cumhuriyet*, 19 Aralık 2014.

(20) "Tam teşekküllü AKP yargısı..."

10 soruda yargı paketi," *Cumhuriyet*, 1 Temmuz 2016.

(21) "Bankers fret as Erdogan increases Pressure to Keep Turkish Voters Spending," *Financial Times*, November 29,

2016.

(22) 直近二〇一五年十一月総選挙での国会議席配分は、AKPが三一七、CHPが一三四、HDPが五九、MHPが四〇。国会議席過半数は二七六。

(23) 世論調査会社 Metropoll 二〇一六年一〇月調査参照。

《参考文献》

- ① Yavuz MH, *Toward an Islamic Enlightenment: The Gülen Movement*. New York: Oxford University Press, 2013.
- ② Veren N., *FETO*, Istanbul: Destek, 2016.
- ③ Keleş A., *FETO'nun gınah piramidi*. Istanbul: Destek, 2016.
- ④ Üçok AZ., *Tek başına Hakikat peşinde kossanlar yorumlazzlar*. Istanbul: Doğan Egmont, 2016.
- ⑤ Avcı H., *Haliç'te yaşayan simonlar*. Ankara: Angora, 2010.
- ⑥ Özalp H., *Kusatılan yargı*, Kocamustafapaşa, Istanbul: Togan Yayıncılık, 2010.
- ⑦ Çakır R., *Sakallı S. 100 soruda Erdoğan x Gülen savışı*, Istanbul: Metis, 2014.
- ⑧ Taşcı İ., *Liabi adalet*, Istanbul: Cumhuriyet Kitapları, 2011.